

## 第3回入札等制度検証委員会議事録（概要版）

### 1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成18年11月2日(木) 午後3時30分から午後5時30分
- (2) 場 所 第2特別委員会室（福島県庁本庁舎2階）
- (3) 出席者

#### ア 委員

相良勝利（委員長） 会沢テル 安齋勇雄 安齋利昭 清水修二 羽田博子

#### イ 県側

野地総務部長 蛭田土木部長 三瓶土木部理事兼政策監 佐藤総務部政策監  
野崎総務部参事（プロジェクトチーム主任） 横井農林水産部政策監  
角田人事領域総括参事 高橋総務部参事（プロジェクトチーム副主任）  
河野総務部総務予算参事 鈴木行政経営参事 武人事参事 仲沼建設行政参事  
原土木企画参事 小林技術管理参事 人見農林検査主幹

### (4) 次第

#### ア 開会

#### イ 事務局紹介

#### ウ 議事

- ア 財団法人福島県建設技術センターについて
- イ 技術系職員の民間建設関連企業等への再就職について
- ウ 各委員による意見交換

#### エ 閉会

### 2 発言内容

#### (1) 開会

##### 【事務局】

定刻となりましたので、ただ今から第3回入札等制度検証委員会を開会します。

#### (2) 議事

##### 【委員長】

議事の1「財団法人福島県建設技術センターについて」を事務局より説明をお願いします。

##### 【事務局】

（資料1「(財)福島県建設技術センターについて」により説明）

##### 【委員】

試験研究事業ですが、件数がかなり多いですけれども、具体的には何をやるのですか。

##### 【事務局】

試験調査業務の平成17年度約4,200件のうち、県から委託しているのが3件、それ以外が民間からとなっています。

内容は、主に、公的機関での調査を指定している、重要構造物を含んでいる工事、橋りょうやダムなどですが、公共工事を請け負っている業者さんが、その強度のチェックのためにセンターに依頼し、コンクリートの圧縮試験等を行います。

##### 【委員】

センターの一連の作業の中で、建設業者が知ると有利になるような情報はあるのか、あるとすればどの部分かを教えてください。

**【事務局】**

今は工事の予定価格を事前公表していきまして、例えば条件付一般競争入札であれば公告の時に公表されますので、特段の情動的な価値はないのではないかと思います。いわゆる受注を左右するような情報にはなり得ないと思います。

**【委員長】**

積算額が計算されて、予定価格が公表されるまでの時間はどのくらいあるのですか。

**【事務局】**

一番早いもので10日から2週間ぐらいで出ます。

**【委員長】**

10日から2週間ぐらいの期間というのは、建設業者さんがそのぐらいの期間早く知ることによってどういう有利性がありますか。

**【事務局】**

特段のメリットは生じないと思います

**【委員】**

公表される予定価格というのは価格だけで、積算の細かい中身までは公表していませんね。その積算のプロセスの情報を把握することには業者側からすると意味があるのではないですか。

**【事務局】**

各会社では、自分の会社で実際にやるときにどれだけ経費がかかり、利益が出るのかは、自分の会社で持っている単価等を使った実行予算あるいは実行見積りという形で積算するのだらうと思いますが、それは県の積算方法とは一致しないはずですが。

実行予算と比較して、利益を幾らぐらい考えれば予定価格に対して幾らの札を入れられるかということを見積もることになるわけです。

ですから、予定価格が分かっているならば、県の積算をそのまま再現するということは余り意味がないと思います。

**【委員】**

聞くところによると、積算のソフトウェアがあって、数字を入れれば価格が出てくるというのですが、これは別に官庁に出してくる価格をどうこうするために意味のあるものではないのですね。

**【委員】**

入札の場合、設計図面や設計仕様、工事の見積りの内容などは公表されるのですか。

**【事務局】**

図面等と切り抜き設計書を縦覧しますので、どういう工種か、どういう工事内容かというのは当然分かります。そして、それに単価を入れていけば、積算額は再現はできます。

ただしそれは県の発注の積算であって、会社が実際に自分の会社のもうけをどうするかとか、現場でどれだけの経費がかかるとかというものとは違うわけです。

**【委員】**

前回の資料の「工事費の積算について」の積算書の単価を除いた部分ということになりますか。

【事務局】

そうです。ですから、これに自分の会社の単価を入れていけばいいということになります。

【委員】

どういう工事なのかというのは縦覧の時始めて分かるのですか。その期間は入札までどのくらいあるのですか。

【事務局】

10日から2週間ぐらいです。

【委員】

入札に参加する方は、10日から2週間の間に決定しなくてはならないのですか。非常に大きな工事でも2週間の間に積算できるでしょうか。時間的余裕はあるのですか。

早く情報を取っておかないと入札体制に入れられないのではないかと思うのですが。

どういう道路を作るかとかの情報は、事前には公表されないのですか。

【事務局】

具体の工事内容は縦覧の時ですが、四半期ごとの発注計画は事前にインターネットで公表しています。

【委員】

具体的にこの工事はどういう仕様でやるのかが分かるのは縦覧の時で、2週間とか10日の間にもうかるかどうかを業者は決定するということですね。

【委員長】

積算のプロセスなどが外部に出ないようにきちんと管理されているというお話でしたが、例えばセンターの理事長さんが積算の内容を知りたいと言ったら出すのですか。業務命令だと言ったら。ここが今回の核心だと思う。

【事務局】

そのところは、センターの職員ではございませんので、分かりません。

【委員長】

前に職員の方はきちんと外部に出ないように厳重に管理しているというお話を聞いてます。しかし今回の問題は理事長さんが動いているわけですよ。業者さんとの間で。

【事務局】

予定価格は平成16年から全面公表しております。それ以前については公表はしておりませんので、完成報告の際の設計額あたりが重要視されるとことはあったかと思えます。

【委員長】

漏れた可能性はあったということでしょう。

【事務局】

そういう意味ではなくて、関心があるということはあるかと思えます。

**【委員】**

積算して入札までに2週間程度でやるといいますが、そんなに早くやれますか。半年とか1年、場合によっては2年ぐらい前に積算して、それから予算を組む仕事の方が多いのではないですか。

**【事務局】**

確かに、一番早くてそのぐらいかと思いますが、普通は例えば来年度の工事を今年度に積算して予算の資料に使うとかという場合もあります。

**【委員】**

それは積算に時間がかかるという話であって、縦覧の期間は別ではないですか。

**【事務局】**

実際の閲覧期間はどのぐらいかといいますと、一般競争入札ですと大体60日ぐらいかかりますので、業者の方が見積りをする期間は2か月近く、条件付でも1か月以上の期間は積算する期間が取れると思われます。2週間から10日というのは、指名競争入札の場合はそのぐらいが多いということです。

**【委員】**

談合は、業者を決めることが先決なのか、価格を決めるのが重要なのか。どの業者ということが先決だと価格は余り問題にならなくなるので、積算業務と談合との結びつきというのは余りないように思いますが。

**【委員長】**

以前、予定価格が公表されてなかった時代はあったのでしょうか。

**【委員】**

数ある業者から1つの業者を選ぶということが今回の談合の問題点だったのでしょうか。そうすると、積算というよりも、むしろ地位を利用した、業界と発注者側の上層部の話合いで決めたという政治力学の問題だと思うのです。

センターの理事長がなぜそれだけの力を持ってたかということ、土木のOBという肩書があったからではないですか。しかも、行政権限はない、正規の行政機構の中ではないけれども、請負金額で県の工事の半分以上の積算をやっていて、しかもここでなくてはできないものもあるということで、力があるのではないかと思うのです。

そうすると、チェックをどこに入れるかということになってくると思います。

**【委員長】**

センターを政治的に利用している人がいて、他方ではまじめに技術を磨き上げて、積算などの仕事をきちんとやっているプロパー職員がいるわけです。

マスコミ報道等では、センターがまるごと談合と結びついているようなイメージを与えてますが、そうなのかということきちんと検証してみる必要があると思います。

理事長は明らかに今回の談合と結びついておかしいことをやったけれども、高い評価を受けていて、市町村の業務に明らかに貢献をしているという側面もあるわけです。

ただ、センターが今回の談合問題で利用されたのは確かだと思うので、県の土木部長OBの方が天下るといふ流れは、絶対に断ち切らないといけません。

県の行政に利用されておかしな方向に行ったとすれば、県から派遣された職員をどうするか、今までどおりセンターに外注することを続けていくのかも見極める必要があると思います。

【委員】

常勤理事が全員県のOBか現職で、センターは県と一体と考えていい。

工事の積算を直営でやっていけない理由はないと思いますので、それをあえて外郭団体に出すことの意味は確認しておきたいと思います。あえてセンターを作るといふことの持つ意味です。

【事務局】

以前と違って、土木部では、公共事業の住民への説明責任とか長期計画の進行管理とか用地買収の複雑化など、企画や調整の業務が非常に増えていまして、積算にかけている時間が非常に狭まってきています。

もう1つは、行政改革等で人員削減がされています。

そういったことからすると、積算にかかる時間を今より増やすことが今の人員でできるかというとなかなか困難だろうと思います。

【委員】

行政の効率上の判断だというわけですね。

【事務局】

それと、トンネルなど専門的、特殊な業務もあります。

【委員】

現職の職員を多く派遣してる意図は何ですか。

【事務局】

センターができた当時は若い方が多かったので、それに対する業務管理、指導という面はあったと思います。

あとは、事業が増えてきたということもあると思います。

【委員】

センターで採用するよりも派遣した方がいいのですか。

【事務局】

今の構成からすると、県からの派遣は管理職が非常に多いので、プロパー職員の若い人を採用するよりは高くかかっているのは間違いないと思います。

【委員】

現職派遣の年齢構成を見れば分かりますが、割と年齢が高い人が行っています。

土木部は、定数削減に絡んでここを利用しているのです。そして、自分たちで本来できる仕事を委託費を払ってやらせてるのです。それをやめればいいのですよ。

一番大事なのは、今回の事件は、職員が漏らしたのではなくて理事長自らが加担してるのだから、まずその流れを断つ必要があると思います。

次は、県が本来できる仕事は引き上げて、本当にセンターでないとできない仕事だけにすればいいのです。

市町村は技術者がゼロあるいは5人程度しかいないところかなりあって、それはセンターがなくなると困るという意見は聞いてますので、残さざるを得ないだろうと思います。

昭和53年に設立していながら、土木部はここを自立させないようにしていたのではないかと疑っています。30年近くたってプロパーの理事がだれもいない。結局、悪く言えば利用だけし

ている。

現職派遣は限りなく減らせばいいと思います。

**【事務局】**

県の派遣を少なくするというようなことは、暫時やって行こうと考えています。

**【委員】**

現職派遣の件は、去年、公社等外郭団体点検評価委員会でも求めたのですが、少なくとも今年4月1日の人事異動では全然反映されていません。全然見直しが実行されてないと解釈していたのですが、これからやるのですか。

**【事務局】**

確かにそういったことはあるかと思います。ただ、今年7月にセンターの自立ということで、課長級の人間を減らして事務系の職員を補充しました。プラスマイナスではゼロになっていますが、自立という面ではいろいろ対応しています。

**【事務局】**

技術系職員についてはプロパーを育てていこうということで、プロパー職員を管理職に上げてその分県の職員を少なくしました。ただ、センターで経営計画を作るために事務職員を是非1名欲しいということで、事務職員を1名派遣しました。そういうことで見直しを進めています。

**【委員】**

役員に外部の方はいるのでしょうか。運営方法を助言したり、今回のような問題を未然に防ぐために。

**【事務局】**

役員のうち「その他」というのは、市町村長が中心になっています。

**【委員】**

まるっきり外部から県民代表みたいな人を選んで、自由に業務内容を見てもらって、忌たんのない発言をしてもらうような場があるのかどうか。

**【事務局】**

理事会のほかに評議員会というのがありまして、民間の方2人に入っています。

**【委員】**

恐らく、評議員会にしても理事会にしてもそんなに頻繁ではないのではないのでしょうか。民間から学識経験者といって入っても、なかなか発言できない雰囲気ではないか、なかなか内容まで踏み込んでできないのではないかという感じがします。

**【委員】**

受注量の市町村別の内訳は分かっているのでしょうか。

**【事務局】**

県内市町村の旧市町村数90で言いますと、過去5年では、平成13年が90分の44、平成14年が90分の37、平成15年が90分の33、平成16年が90分の31、平成17年が90分の37で、延べでは5年間で90分の58市町村から委託を受けているという状況です。

**【委員】**

市町村では必要だと聞くのですが、アンケートは取っていませんか。

**【事務局】**

市町村からもいろんな声を聞いてほしいという話がありますので、早急に検討したいと思えます。

**【委員長】**

続きまして議事の2つ目「技術系職員の民間建設関連企業等への再就職について」事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

(資料2「技術系職員の民間建設関連企業等への再就職について」により説明)

**【委員】**

土木部や農林水産部に、就職をあっ旋する課や係があるのですか。

**【事務局】**

あっ旋などはありません。

**【委員長】**

個人対個人でやっているということですか。

**【事務局】**

はい。個人のところに来て、再就職していくというような状況です。

**【委員】**

定年前のケースもあるのですか。

**【事務局】**

あります。

**【委員】**

官僚組織はピラミッド型になっていて、いすが少なくなってくるので、あふれる人を計画的に外に出すシステムがあると聞いてはいるのですが。そうはなっていないのですか。

**【事務局】**

プロモーションのステップによって同期の者をそぎ落としていくということについては、中央の省庁では言われていることですがけれども、県の場合はそういうことがありません。そうということが人事制度上もビルトインされているという状況は福島県の場合にはありません。

一定程度の役職にある者については、およそ59歳をめどに勸奨する場合があります。基本的には定年ということですが。その辺のルールが、前の年までに辞めた人を見ていれば、今度あの人かというのは大体予測がつく状況ではあります。

**【委員】**

企業が欲しがらる理由は何だと認識されてますか。

【事務局】

工事監理とか検査業務とか、退職までの経験を会社で活用したいというのがほとんどです。

【委員】

県の職員全部が悪いというのではなくて、中には自分の経費でいろんな国家試験なり資格試験を受けてスキルアップする方もいるわけです。そういう方は逆に民間で欲しいという方もあるのではないですか。それはいわゆる天下りとは全然別個のものだと思います。

【事務局】

例えば測量の技術を持ってるとか、一級土木施工管理技士を持ってるとかということで、会社で工事監理や公共事業の検査に従事させるというようなことです。

【委員】

しかも経審上そういう一定の資格のある方の場合は点数が加算されますよね。  
一般にマスコミで言っている天下りというのは我々のイメージとは違いますね。

【委員】

天下り禁止については、調べれば調べるほど憲法22条の職業選択の自由に反するから禁止はできないようです。

そうすると最終的には自粛かなと思います。3年ぐらいが妥当なのかなと思います。

あと1つは、民間に行った方に関しては県で公表するというシステムを作ればおのずと自粛になるのではないかと思います。

【委員長】

公表はものすごく大事だと思います。

【委員】

それ以上は我々は規制できないのではないのでしょうか。

【委員】

福島県は公表していないのですか。

【事務局】

公表しておりません。

【事務局】

公表につきましては、個人情報ですので、他県でも個々の職員の同意の下に行われているということです。

【委員】

農林業では「その他」というのが多いようなのですが、どういう業種でしょうか。

【事務局】

市町村や民間企業のうち建設・コンサルタント以外のものもあります。

【事務局】

ここには、農業土木職だけではなくて、普通の農業職、普及員なども入っていますので、例えば農薬会社や農業機械の会社といったところに行ってる方もいます。それから、市町村で農



業振興のために県のOBを活用したいということで、囑託になっているケースもあります。

【委員】

営業活動というのは、具体的にはどういうことでしょうか。それと、役所に業者がどれくらい立ち入れるようになってるのでしょうか。

【事務局】

今、建設事務所では、執務室には入らないようにという表示をしています。

ただし、各会社の特許や技術に関しては、我々も建設技術の向上を目指しておりますので、建設事務所の次長や業務担当部長あたりが話を聞くのが営業の代表的な例かと思います。

我々としても、コスト縮減につながるような新技術の導入や、環境的な技術を先取りすることとは当然必要ですので、その辺の情報は民間企業を活性化する意味でも、我々の仕事の中に取り入れる意味でも必要になるだろうと思います。

【委員】

これから入札制度がかなり厳しくなり、予定価格が公表される時代になると、いわゆる一般にマスコミの人が言う天下りのメリットはもうなくなるだろうと思います。だから心配するほど問題は起きないのではないかと思います。

本当に企業が要請するとすれば、自分で本当にスキルアップした有能な人を欲しがらるだろうと思います。それは別にとがめることはないと思います。

仕組みだけ作っておけばそれだけで十分かなと思います。

【委員】

宮城県にしる長野県にしる自粛ということになっていますけども、自粛に効果があるか、具体的にその効果が上がってるかということは聞いていますか。

【事務局】

自粛ということで法的な規制はありませんが、氏名、勤務先まで公表する、口利きに対する要綱も作るといったいろんな制度を組み合わせ、そういった問題が起きないように仕組みを作るのが必要ではないかということです。

長野はもう既にほとんどなくなったということですし、宮城県も特に口利きの要綱等でかなり意識も上がっていると聞いています。

【委員】

宮城の場合は口利き情報を公表しているのです。それでものすごくやれなくなってるのです。

【委員長】

技術系職員の民間建設関連企業等への再就職については、一定のルールを作りたいと思います。

1つは公表ですね。公表の基準をどうするかとはあとで。それと自粛期間をとりあえず3年くらいという方向で検討していきたいと思います。

それでは、「その他」に移りたいと思います。

これからの検証委員会の予定ですが、前回、次回ぐらいに提言の骨子みたいなものを出したいと申しあげましたが、もう少し詰めておかなければいけない事項がありますので、次々回ぐらいにさせていただいて、次回は、職員の意識改革の問題と情報管理を詰めて、次々回にこの委員会の改革案を提示するという形で進ませていただきたいと思います。地域要件とか入札の中身は、次々回一緒にやりたいと思います。

整理しますと、次回は11月13日、第5回目は11月20日、月曜日です。そして6回目が11月30

日ぐらいですね。

11月30日に中間取りまとめといいますか、整理をして、少し県議会の意向を聞いてみたいと思います。

【委員】

建設技術センターの寄附行為で、専務理事が2名というのはどういうことで増やしたのでしょうか。今は役員を減らすというような流れだと思うのですが。

【事務局】

先ほど訂正申し上げましたように、今は専務理事は2名以内となっております。

【委員】

やはり2人いないと忙しいというか、仕事の上でまずいのでしょうか。

【事務局】

理事長をどうするかというような話もありましたので、それと連動していろいろ検討して、意見を言っていただきたいと思います。

【委員長】

1人でいいのではないかという御意見ですね。

【委員】

ええ、そう思います。

【委員】

恐らく、技術系の方と事務系の方にして、事務系を入れたんでしょう。技術屋さんの集団だから、事務系を入れて、マネージメントとかそういうことではないかと思えますけど。

【事務局】

今回は、11月13日の1時から3時までということでお願いをしたいと思います。その他については後日御案内させていただきます。

【委員長】

それでは、本日の議事についてはこれで終了とさせていただきます。

(3) 閉会

【事務局】

以上をもちまして、第3回の検証委員会を終わります。ありがとうございました。